

7 持続的な経済成長の実現と産業競争力の強化について

(内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省)

【内容】

- (1) 持続的な経済成長の実現と産業競争力の強化に向け、「グリーン社会の実現」や「デジタル化の加速」など、次の成長の原動力となる取組に産業界がスムーズに対応できるよう、情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
- (2) 自動車諸税について、2050年カーボンニュートラル社会や、新たなモビリティ社会を見据えるとともに、国内市場の活性化の観点から、保有時を含めた税負担の一段の軽減と簡素化など、より相応しい税体系・負担水準を作り上げるよう、あり方を検討すること。
- (3) 2021年度末が適用期限となっている地方拠点強化税制について、期限を延長するとともに、税制優遇措置要件の緩和を図ること。
- (4) スタートアップ・エコシステムの形成に向けて、本県は、我が国に類例のない総合的な中核拠点形成を目指している。「グローバル拠点都市」に認定された本地域の取組に対し、都市のブランド価値向上に向けた世界への情報発信など、実効性のある継続的な支援策を講じること。

(背景)

- 政府が、成長戦略の大きな柱の一つとして、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を掲げるとともに、デジタル庁の創設など、国全体のデジタル化を推進する中で、これらの取組により、中小・小規模企業を始め、我が国の産業が競争力を高め、持続的な成長を図ることができるよう支援していく必要がある。
- 自動車関係諸税について、自動車産業は、「CASE」や「MaaS」と呼ばれる100年に一度の大変革期にあり、2050年カーボンニュートラル社会への対応も急務である。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国経済が極めて厳しい状況にある中、日本の経済・雇用を支える自動車産業の国内市場活性化を図っていくことは重要な課題となっている。

「令和3年度与党税制改正大綱」では、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、「政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。」と明記されている。

- 地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の税制優遇措置は、適用期限が2021年度末となっていることから、期限を延長し、引き続き、企業の本社機能の移転・拡充を促進し、地方における雇用創出を図る必要がある。

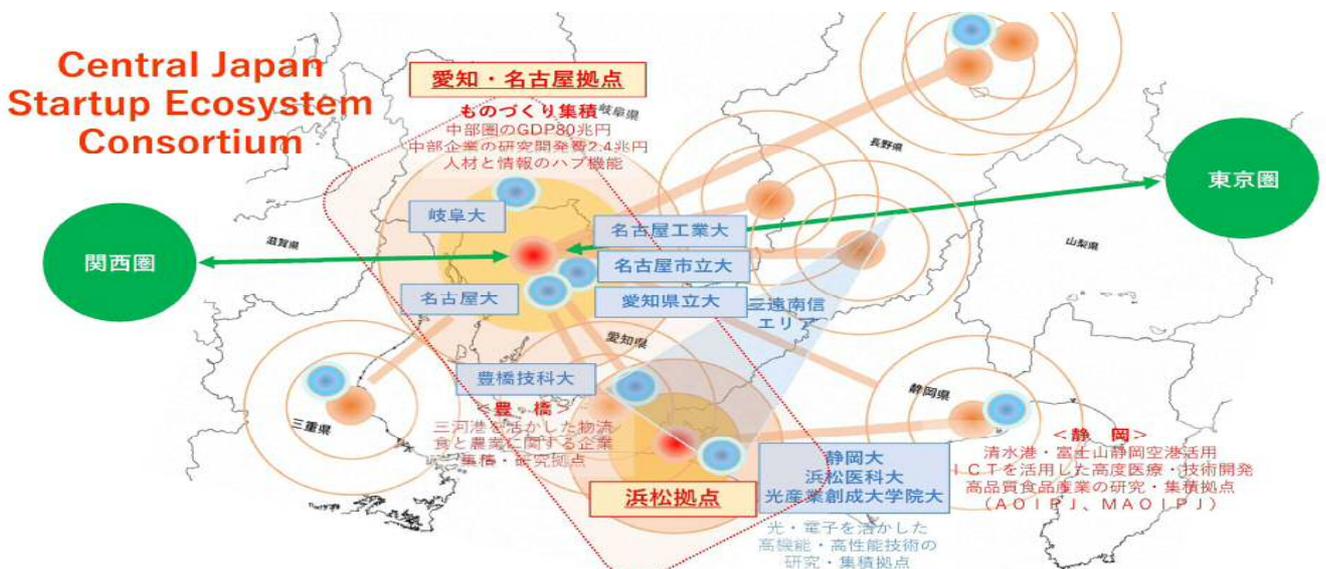
また、東京23区にある本社機能の地方移転を図る移転型事業に係る雇用要件を緩和し、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を積極的に支援することが必要である。

- 国は、『超スマート社会＝Society 5.0』を早期に実現することを目的に、内閣に設置された「統合イノベーション戦略推進会議」において、スタートアップ・エコシステム拠点のあり方を検討してきた。こうした中、本地域（（一社）中部経済連合会、名古屋大学、県、名古屋市を核としたコンソーシアム）は、浜松地域（浜松市、大学、企業等によるコンソーシアム）と連合で国に申請を行い、2020年7月に「グローバル拠点都市」に選定されている。

(参 考)

◇ 愛知・名古屋及び浜松地域の拠点形成計画

- ① 名称：Central Japan Startup Ecosystem Consortium
- ② 構成：Aichi-Nagoya Startup Ecosystem Consortium
浜松市スタートアップ戦略推進協議会
- ③ 代表者：一般社団法人中部経済連合会 会長 水野 明久
- ④ 構成組織：一般社団法人中部経済連合会、名古屋大学、愛知県、名古屋市（事務局）、浜松市始め172企業・団体・大学等



8 MICE誘致と国際観光の推進について

(経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 大規模国際会議や政府系会議を始めとするMICEの開催に向けて、地域におけるMICE誘致の取組に対する支援を継続すること。また、グローバルMICE都市が行う誘致活動との連携や支援を強化すること。更に、ツーリズムEXPOジャパンの誘致や、グローバルインダストリー日本版を始めとする大規模イベントの地方での開催を支援すること。
- (2) 地域の交流人口の拡大や経済の活性化につながる訪日外国人旅行者誘客促進に向けて、地域の観光資源を活用したプロモーション事業を拡大すること。また、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方に配分するとともに、無料公衆無線LAN環境の整備や宿泊施設・公共交通機関等の多言語化、コミュニケーションツールの充実など、地域の実情に応じて、外国人が旅行しやすい環境の整備を迅速に推進すること。

※MICE:企業などが行う会議(Meeting)、企業が行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際会議(Convention)、イベント/展示会・見本市(Event/Exhibition)の頭文字をとったもの。

(背景)

- 本県では、観光PRのためのキャッチワード「“Heart”of JAPAN~Technology&Tradition」及びロゴマークを掲げ、多言語観光サイト『Aichi Now』を活用し、海外に向けた情報発信の強化に取り組んでいる。
- 愛知県と名古屋市は2015年度に観光庁による「グローバルMICE都市」に選定され、同年4月には経済界や大学を含む地域のMICE関係者からなる「愛知・名古屋MICE推進協議会」を設立し、MICEの誘致・開催に向けた受入環境・体制の強化を進めている。また、同協議会において、MICE訪問者からのニーズが高く当地域の強みでもある産業視察(テクニカルビジット)のMICE訪問者向けとしたメニュー化や、この地域でのブレジャーの機運醸成に向けた取組など、積極的な誘致活動を展開することとしている。その他、愛知県と名古屋市が連携して、高級ホテルの立地促進に向けた補助制度を創設し、MICEの開催や海外富裕層旅行者の誘致に取り組んでいる。今後、MICEに関する我が国の国際競争力をさらに高めていくためには、引き続き、各都市による誘致・開催への支援を強化することが必要である。

- 「ツーリズムEXPOジャパン」は、2019年に初の地方開催として大阪で開催され、2020年は沖縄で開催された。また、2021年は大阪で開催される予定である。本県では、大阪の次の地方開催として、本県での開催に向けた要請活動を行っている。
- 「グローバルインダストリー日本版」については、日仏両政府が2019年6月26日に発出した『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ(2019～2023)」において、両政府による支援が位置づけられている。本県では、主催者であるGLイベントと開催に向けた協議を進めている。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベントの開催効果を広く波及させるためには、地域の観光資源を活用したプロモーション事業を強力に推進することが重要である。
- 本県が2019年度に外国人旅行者に対して実施した愛知県訪日外客動向調査では、無料公衆無線LANやコミュニケーションに対する不満が上位に挙がっており、早急な対応が必要となっている。国においては、国際観光旅客税の税収をストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上の3分野に充当すると定めている。さらなる外国人旅行者の受入環境向上を図るため、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方に配分するとともに、地域の実情に応じ、多様なニーズに対応した支援の継続と拡充が必要である。

(参 考)

◇観光PRのためのキャッチワード・ロゴマーク



◇国際会議の開催件数（上位7都道府県の推移）

順位	2017年		2018年		2019年	
	県名	件数	県名	件数	県名	件数
1	東京都	631	東京都	670	東京都	581
2	福岡県	436	兵庫県	443	福岡県	464
3	兵庫県	422	福岡県	427	兵庫県	461
4	京都府	334	京都府	367	京都府	398
5	大阪府	251	大阪府	240	大阪府	300
6	愛知県	192	愛知県	216	神奈川県	282
7	神奈川県	179	神奈川県	163	愛知県	259
全国	3, 313		3, 433		3, 621	

※日本政府観光局（JNTO）資料

9 次世代産業の推進について

(経済産業省、文部科学省、内閣府、警察庁、国土交通省、環境省)

【内容】

- (1) 燃料電池自動車（FCV）や燃料電池フォークリフトの普及を促進するため、当該車両の購入に対する補助などの支援制度を継続すること。また、水素ステーションやフォークリフト充填用水素供給設備の整備を促進するため、規制の見直しの着実な実施や、整備・運営コストの負担を軽減する支援制度の拡充を図るとともに、水素エネルギー社会構築に向けた関連技術の開発及び実証を推進すること。
- (2) 完全自動運転の社会実装に向け、国際的な法整備について、早期の確立を図るとともに、国内法においては、法規制の見直しや事業法等の法制度上の整理、事故時等の責任関係・保険の在り方などについての制度設計を加速させること。加えて、通信インフラやダイナミックマップ等社会インフラの整備を加速させること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、厳しい経営環境下にある航空機製造サプライヤーが、航空機需要が回復するまで経営を維持するための支援策と、感染症が収束し、航空機需要が回復した後は、更なる成長が遂げられるよう、需要回復後を見据えた支援策を合わせて講じること。また、開発活動が一旦立ち止まった Mitsubishi SpaceJet について、早期に開発が完了するよう強力に支援を行うこと。
- (4) 今年度に愛知県国際展示場で開催される「World Robot Summit 2020」（ワールドロボットサミット2020）と、今年11月に開催する「ロボカップアジアパシフィック2021あいち」の成功に向け、大会運営において緊密に連携するとともに、効果的な気運醸成を図られるよう支援すること。
- (5) 付加価値の高いモノづくり技術の研究開発拠点である「知の拠点あいち」のさらなる研究基盤の強化を図られるよう支援を行うこと。

(背景)

- FCVの生産には、愛知県のモノづくり技術が活用され、基幹産業である自動車産業の持続的な発展に寄与することが期待される。本県では、「愛知県水素ステーション整備・配置計画」及び「あいち経済労働ビジョン2021-2025」において、FCVの普及及び水素ステーションの整備に関する目標値を設定し、国・県・市町村及び民間企業が一体となって普及促進に取り組んでいる。

- 本県は、全国に先駆けて、将来の自動運転サービスの実現を目指し、2016年度から先導的に大規模かつ遠隔型自動運転システムなど最先端の技術を活用した自動運転の実証実験を積み重ねてきた。2019年度からは内閣府の「未来技術社会実装事業」を活用し、政府が目標とする2025年目途の全国各地域でのレベル4の無人自動運転移動サービスの社会実装を目指し、実際のビジネスモデルを想定した実証実験を実施してきた。社会実装に向けては、技術の高度化や県民の社会的受容性の醸成に加え、政府において関連する法制度の整備等を進めていく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、航空機の製造需要が激減したことにより、ボーイング関係の受注に依存する当地域の航空機製造サプライヤーは、売上の大幅な減少や余剰人員等の雇用問題に直面している。航空機製造の需要回復にはまだ数年を要すると予測されていることから、航空機製造サプライヤーが需要回復まで経営を維持するためには、事業継続に必要な経費や新たな売上の確保について、息の長い支援が必要である。
- 加えて、需要が回復した後は、更なる成長が遂げられるよう、本県は航空機サプライヤーの国際競争力強化や航空機産業における将来的な受注獲得に向けた商談継続等について支援を行っており、このような需要回復後を見据えた取り組みに対する国からの支援が引き続き必要である。
- Mitsubishi SpaceJet は、三菱重工業（株）が2020年10月に発表した中期経営計画において、開発活動は一旦立ち止まるとされた。我が国が航空機の完成機事業を有する意義は非常に大きく、このまま撤退することとなれば、航空機産業への影響が大きいことから、感染症の収束後は速やかに開発活動を再開し、早期に開発が完了するよう、国による強力な支援が必要である。
- 国は、国際的なロボット競演会である「World Robot Summit」を2020年10月に愛知県国際展示場で開催することを決定した。その後「ロボカップアジアパシフィック大会」の同時開催も決定し、本県では、国と連携しながら準備を進めてきた。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国は「World Robot Summit」を2021年度に延期（開催時期は未定）することとし、本県は「ロボカップアジアパシフィック大会」を2021年11月に延期することを決定した。
- 仮に兩大会を別々の時期に開催することとなっても、互いの広報媒体を通じ幅広い年齢層に周知することで、ロボットへの理解や関心を深めていけるよう両主催者において引き続き連携していくことが必要である。
- 「知の拠点あいち」は、付加価値の高いモノづくり技術の研究開発拠点であり、多くの中堅・中小企業にも利用されている。現在、「知の拠点あいち」の「あいちシンクロトロン光センター」の共用ビームラインは、当初の6本から10本に増強されており、これまで以上に利用促進が重要となることから、これに対応する設備・機器の高度化や専門スタッフの充足のための支援が必要となる。

(参 考)

◇ FCV普及、水素ステーション整備の目標

【FCV普及目標台数】

2025年度 累計台数 20万台達成

【水素ステーションの整備目標数】

2025年度末 100基程度



とよたエコフルタウン水素ステーション

10 国家戦略特区の推進について

(内閣府、警察庁、総務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 我が国産業の国際競争力の強化、さらには、我が国の成長を牽引する、成長産業・先端技術の中核拠点の形成に向け、愛知県国家戦略特別区域計画に位置付けられた事業が着実に実施できるよう、必要な財源の確保など、本県の国家戦略特区の取組を支援すること。
- (2) 本県では、2021年4月に「あいち・とこなめスーパーシティ構想」を提案したところである。スーパーシティ事業が着実に実施できるよう、データ連携基盤の構築に対して十分な支援をすること。また、スーパーシティ構想における先端的サービスの実現に必要な関連予算を確保すること。
- (3) これまでに提案を行った近未来技術の社会実装に向けた制度整備、有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用、医療ツーリズムの推進のための規制改革などについて、必要な措置を速やかに講じること。

(背景)

- 本県は、2015年8月28日に国家戦略特区の区域指定を受け、国内最大のモノづくりの集積地として、我が国の成長をけん引する、成長産業・先端技術の中核拠点の形成に向け、全力で取り組んでいるところである。
- これまでに14回開催された国家戦略特別区域会議において、有料道路コンセッションを始め、教育、農林水産業、医療、雇用・労働、近未来技術、都市再生、外国人材、観光などの分野を盛り込んだ区域計画が決定され、その内容を充実させてきた。
中でも全国初の取組として、有料道路コンセッションについては2016年10月からスタートしており、県立愛知総合工科高等学校専攻科の公設民営も2017年4月から始まった。さらに、保安林の指定の解除手続期間の短縮についても、2019年6月に全国で初めて活用が認められ、2020年12月に確定告示が行われた。
- 2020年5月に成立した国家戦略特別区域法の一部改正により、スーパーシティ構想の実現に向けた新たな制度が創設された。2020年12月には、スーパーシティの公募が開始され、本県では、2021年4月に中部国

際空港島及びその周辺地域を対象とした「あいち・とこなめスーパーシティ構想」を提案したところである。未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指すスーパーシティ構想は我が国の成長戦略に資するものであり、地域における取組への支援も含めた関連予算の確保を求めるものである。

- スーパーシティのデータ連携基盤については、県単独では構築していくことが困難であるため、国において明確な指針を示すこと。また、構築費用や維持管理費用についての予算の確保を求めるものである。
- また、本県では、今後実現すべき規制改革事項として、近未来技術の社会実装に向けた制度整備、有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用、外国人患者の医療滞在ビザを早期発給するなどの「医療ツーリズムの推進のための規制改革」などを提案している。これらについても、早期の実現に向け、国において必要な措置を速やかに講じることを求めるものである。

(参 考)

◇新たな規制改革に関する提案の概要

<近未来技術の社会実装に向けた制度整備>

リハビリ遠隔医療・ロボット実証、無人飛行ロボット実証、自動運転社会実装に係る制度整備。

リハビリ遠隔医療・ロボット	無人飛行ロボット	自動運転
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床研究データについて、治験への活用を可能とする。 ・ 開発機器を分類仕分けするワンストップ相談窓口を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話等事業者以外の者にも無人飛行ロボットに携帯電話を搭載し、上空や水上における使用を許可する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔型自動運転システムの社会実装を見据えた規制緩和を行う。 ・ 遠隔型自動運転システムの実証実験を実施する際の手続きの簡素化・迅速化を図る。

<有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用>

コンセッションで道路公社の収入となる運営権対価のうち一時金について、県の施策推進の財源に活用するための新たな特例措置を創設する。

<医療ツーリズムの推進のための規制改革>

海外からのニーズが高く、日本が国際的優位性を有する医療分野について、日本の医療を迅速に提供するための一連の規制改革のうち、できるだけ早期に治療が必要な外国人患者の医療滞在ビザ発給の迅速化。

1 1 アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区の推進について

(財務省、内閣府、文部科学省、経済産業省)

【内容】

- (1) 2022年3月31日を期限とする「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」を延長すること。
- (2) 「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」(特別償却又は投資税額控除)の対象が、航空宇宙分野では航空機に関する事業に限られており、また、対象設備が2千万円以上の機械・装置等に限定されていることから、事業者の開発・生産活動をより効果的に支援できるよう、宇宙関連事業を支援対象に加えるとともに、対象設備の要件緩和を行うことにより、税制措置の対象範囲を拡大すること。
- (3) 我が国の航空宇宙産業の発展に向け、当地域が一丸となって推進する取組を支えるため、「国際戦略総合特区支援利子補給金」について、国による重点的な予算措置を講じること。

(背景)

- 本県を中心とする中部地域は、日本の航空機・部品生産額の約5割、航空機体部品では約7割を生産する日本一の航空宇宙産業の集積地であり、2011年12月に国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されたことを受けて、「工場等新增設促進事業」(工場立地に係る緑地規制の緩和)や「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」(法人税の軽減)などの特区の支援措置を活用しながら、航空宇宙産業の国際競争力強化に取り組んでいる。
- 本県においても、「産業空洞化対策減税基金」による補助制度や航空宇宙関連製造業に対する不動産取得税の免除措置などにより、特区内における設備投資を促進している。また、県営名古屋空港において、国産ジェット旅客機 Mitsubishi SpaceJet の生産・整備に必要となる駐機場や空港施設を整備するなど、航空宇宙産業の集積や生産能力の拡充に力を入れて取り組んできた。また、航空機をテーマとした「あいち航空ミュージアム」を整備し、航空機産業の情報発信や、人材育成の推進を行っている。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響で、旅客数が減少したことなどにより、航空機製造の需要が激減し、当地域の航空機製造サプライヤーは、売上の大幅な減少に直面している。航空機製造需要の回復には数

年を要するとの観測もあることから、税制上や金融上の支援措置を通じて、長期的な視点で支援することが必要不可欠である。

- 「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」は、2022年3月31日までが期限とされているが、今後の航空機製造需要の回復を見据え、中長期的な視点に立った継続的な支援が必要なため、現在と同じ税率の支援内容で延長することが必要である。また、航空宇宙分野の対象事業が「複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業」に限られているが（総合特別区域法施行規則第1条第3項第2号）、宇宙基本計画（2020年6月閣議決定）等の方向性を踏まえ、宇宙関連事業を支援対象とすることが求められる。また、同税制の対象設備は、2千万円以上の機械・装置、1千万円以上の開発研究用器具・備品、1億円以上の建物等に限定されているが、金額要件の緩和や、高度なソフトウェアを支援対象に加えることによる対象範囲の拡大が求められる。
- 中長期的な航空機関連需要の回復を見据え、我が国の航空宇宙産業の成長を確実なものにするためには、日本最大の産業集積を有する当地域が一丸となって推進する取組に加え、「国際戦略総合特区支援利子補給金」による金融支援を始め、国による重点的な支援措置が必須である。

(参 考)

国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」

目標

アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターの形成

- 材料を含む研究開発から設計・開発、飛行試験、製造・販売、保守管理までの一貫体制を整備
- ボーイング787の生産等への対応により、航空宇宙産業の世界シェアを拡大

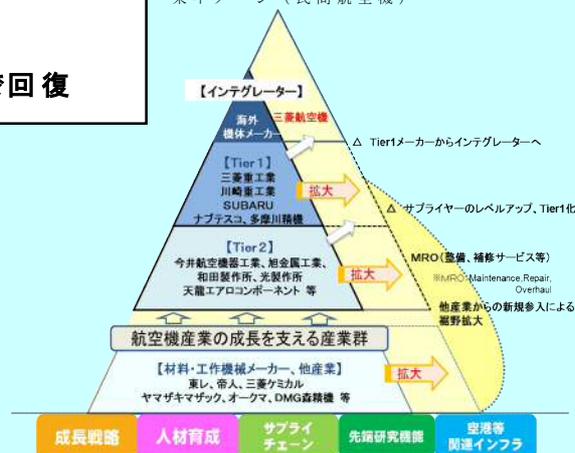
【主な数値目標】

中部地域における航空宇宙産業の生産高
2025年度までに2019年度実績(10,818億円)まで回復

将来イメージ

- 大手機体メーカーのステップアップ・生産能力拡充
- 大手機体メーカーと一体となって中堅・中小サプライヤー群が備わったフルセットのクラスターとしての高い生産性の発揮

航空宇宙産業クラスターが目指す将来イメージ（民間航空機）



1 2 中小企業対策の推進について

(経済産業省)

【内容】

- (1) 地域の実情を勘案し、「小規模基本法」を踏まえた小規模企業対策の充実を図ること。
また、「小規模支援法」に基づく「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所に対する「伴走型小規模事業者支援推進事業」の予算を拡充するとともに、「小規模事業者持続化補助金」及び「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」を継続すること。
- (2) 中小企業者の早期・計画的な事業承継を進めるため、事業承継総合支援事業における支援施策を充実すること。
- (3) 商店街の施設整備や賑わいづくりを継続的に支援するため、商店街の活性化に向けたハード、ソフト両面にわたる取組に対する支援制度の拡充を図ること。
また、個人消費の低迷が商店街に影響を及ぼしていることから、消費喚起に結びつくような施策を実施すること。
- (4) 大規模小売店舗が、出店・撤退する場合に地元住民や商店街等との早期の協議等を行うこと、また、商店街組合への参加など商店街活動、まちづくり、地域交流、社会貢献等に協力することを大規模小売店舗立地法に規定すること。
- (5) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）については、中小・小規模企業の売上拡大、販路開拓等の課題解決に繋がるため、次年度以降も継続して実施すること。
- (6) 2021年の「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」の愛知県での開催にあたり、運営面において緊密に連携するとともに、気運の醸成が図られるよう支援を行うこと。

(背景)

- 2014年の「小規模基本法」の成立に基づく「小規模企業振興基本計画」の第Ⅱ期計画策定に伴い改正された「小規模支援法」において、経営発達支援計画の制度の見直しも行われ、法定経営指導員が計画の作成から実施段階に至るまで伴走して支援することが示された。

- 「伴走型小規模事業者支援推進事業」は、国から認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき商工会・商工会議所が実施する小規模事業者支援に要する経費を補助するものであるが、全ての商工会等が認定を目指すべき制度であることを考えると、2021年度当初予算63.6億円では不足すると予想される。本事業は、計画を進める上で不可欠であるため、認定数の増加により1団体あたりの補助上限額（700万円）を減額しないよう、予算の拡充を求める。
- 「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって販路開拓に取り組む際に活用しやすい補助制度であり、経営を見直す契機にもなっている。
また、「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」は、愛知県では、経営革新計画の策定促進を目的とし、小規模事業者の経営革新に対する支援を行うものであり、持続的な支援が不可欠である。そのため、事業の継続を要望する。
- 「事業承継総合支援事業」による専門家派遣などのより踏み込んだ事業承継支援は、中小企業の早期・計画的な事業承継に繋がるものと考えられ、今後も事業の一層の推進を求める。
- 国の基金事業で「商店街まちづくり事業（ハード整備事業）」及び「地域商店街活性化事業（ソフト事業）」が実施されたが、成果が一過性で終わることのないよう、終了した当該事業に代わる新たな支援策を講じる必要がある。
また、個人消費の低迷が、商店街の売上げに影響を及ぼしていることから、「プレミアム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施し、依然厳しい経営環境にある商店街を継続して支援していく必要がある。
- 大規模小売店舗法が廃止され、大型店やチェーン店等の無秩序な出店・撤退により中心市街地等の衰退が進む中、中心市街地の活性化とまちの賑わいを創出していくためには、商店街・大型店・チェーン店等が互いに協力し、対応していくことが不可欠である。
こうしたことを背景に、大規模小売店舗立地法の見直しを要望する声が、愛知県商店街振興組合連合会や愛知中小企業家同友会から挙がっている。
- 国は、コーディネーターを中心に、地域の支援機関と連携して売上拡大や資金繰り等の総合的な支援を行う「よろず支援拠点」を全国47か所に設置しており、愛知県では、（公財）あいち産業振興機構に設置され、中小・小規模企業の支援を実施している。
- 過去の満足度調査では8割を超える者がおおむね満足という結果であるほか、よろず支援拠点設置を機に、金融機関や商工会・商工会議所などの他の支援機関との連携が進み、地域全体で中小・小規模企業を支援する体制強化に繋がっている。
- 「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」について、愛知県を始め全国の伝統的工芸品の一層の普及を図る本大会を成功させるため、国や関係団体と協調した運営が必要である。